

様

堺市教育委員会
教育長

堺市教育委員会後援等承認通知書

年 月 日付けで依頼のあった当委員会の後援等について、別記条件を付けて次のとおり承認することに決定したので通知します。

記

- 1 依頼の内容 後援名義使用・賞状交付（ 枚）・その他（ ）
- 2 事業の名称

別記 承認条件

- (1) 事業は、依頼書記載の内容のとおり実施するものとし、やむを得ずこれを変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けること。
- (2) 事業の実施に際しては、積極的に教育文化の振興に寄与するよう留意し、営利、宗教又は政治を主たる目的とするような行為及び暴力団の利益になり、又はなるおそれがある行為をしてはならない。
- (3) 事業の実施に際しては、金品の寄付その他の援助又は事業への参加等を強要してはならない。
- (4) 事業の実施状況について、担当職員が実地に調査することがある。
- (5) 賞状等に公印の使用を必要とするときは、本通知書を持参して来庁すること。
- (6) 事業の終了後は速やかに所定の終了報告書を提出すること。
- (7) 後援等を行うことが適当でない認められたとき又は依頼者が虚偽の記載等不正な手段により後援等の承認を受けたとき若しくは承認条件に違反したときは、後援等の承認を取り消すことがある。
- (8) その他

（ ）